

## 一般社団法人地盤品質判定士会と宅地防災等に関する協定を締結しました！！

この度、本市は住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品質判定士会と宅地防災等に関する協定を締結しました。

これにより、崖地や擁壁の安全性に関する専門的な相談を民間窓口で安心して相談いただけることとなります。

地盤品質判定士会と共に市民の皆様をサポートし、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていきます。

### 協定の概要

#### (1) 協定締結

- 締結日 令和3年3月18日(木)
- 出席者  
一般社団法人地盤品質判定士会  
きただめ まさき  
理事長 北詰 昌樹 氏

川崎市まちづくり局  
おくさわ ゆたか  
局長 奥澤 豊



(左)奥澤局長 (右)北詰理事長  
※写真撮影のためマスクを外しています

#### (2) 協力事項

- 川崎市の宅地防災に関する普及啓発事業等に関すること。
- 地盤品質判定士会の相談制度等を用いた市民向けの宅地地盤相談に関すること。
- 災害時における宅地の復旧支援に関すること。
- その他、災害に強い安全・安心なまちづくりに関すること。

#### (3) 協定書

**資料** 川崎市と一般社団法人地盤品質判定士会との宅地防災等に関する協定書

### 地盤品質判定士と地盤品質判定士会の概要

地盤品質判定士の資格制度は、東日本大震災を契機に宅地における地盤災害の防止や軽減に貢献することを目的として平成25年(2013年)に制定され、国土交通省で認定・登録された資格です。

地盤品質判定士会は、住宅及び宅地の防災及び国民の安全に貢献するため、会員の技術の研鑽とモラルの向上並びに社会への啓発を図ることを目的に平成27年(2015年)に設立されました。また、最近の各種災害の高まりに対応して地方自治体等との連携を深めるため、令和2年(2020年)4月に法人格を取得しています。

#### 【問合せ先】

川崎市まちづくり局 指導部 宅地企画指導課 重森  
電話番号 044-200-3809

## 川崎市と一般社団法人地盤品質判定士会との宅地防災等に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人地盤品質判定士会（以下「乙」という。）は、平時における宅地防災に資する業務（以下「予防対策業務」という。）及び大規模又は広域的な地震、風水害などの災害（以下「災害」という。）が発生した場合における復旧支援業務（以下「復旧支援業務」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、予防対策業務については、市民の宅地改善をサポートするとともに宅地防災に関する普及啓発活動等により災害に強い安全・安心なまちづくりの発展に寄与することを目的とする。また、復旧支援業務については、市民の宅地安全確保に向けた迅速な宅地復旧の支援を図ることを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）甲の宅地防災に関する普及啓発事業等に関すること。
- （2）乙の相談制度等を用いた市民向けの宅地地盤相談に関すること。
- （3）災害時における宅地の復旧支援に関すること。
- （4）その他、災害に強い安全・安心なまちづくりに関すること。

### （連絡窓口）

第3条 本協定に基づく甲乙の連携・協力に関して、甲の連絡窓口はまちづくり局指導部宅地企画指導課、乙の連絡窓口は地盤品質判定士会神奈川支部とする。

### （要請手続）

第4条 甲は第2条各号について、乙の支援協力が必要であると認めたときは、乙に要請することができるものとする。

- 2 甲から乙への支援協力の要請は文書で行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲から乙への要請を口頭または電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

### （費用）

第5条 前条による要請の後速やかに、具体的な支援協力の内容、要する人員、設備・機器、甲が負担する費用、支払時期等について甲乙協議を行い、両者合意のうえ定めるものとする。

### （責任及び損害の負担）

第6条 第2条各号の実施に伴い発生した第三者との紛争は、甲乙が各々実施する取組については実施側の責任において処理するものとし、共同で実施するものについては事案の内容等を勘案して相互に誠意をもって協議のうえ処理する。

- 2 第2条各号の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、または乙の技術者等に損害が生じた場合は、乙は速やかにその状況を文書により甲に報告し、甲乙協議のうえ措置を定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する2か月前までに甲または乙からの特段の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続するものとし、以後、有効期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、合意の下定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月18日

(甲) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦

(乙) 東京都文京区千石4丁目38番2号  
一般社団法人地盤品質判定士会  
理事長 北詰 昌樹